

26

令和元年十月十一日提出
質問第二六号

政府の社会保障政策の検討主体、テーマ、スケジュール等に関する質問主意書

提出者 山井和則

政府の社会保障政策の検討主体、テーマ、スケジュール等に関する質問主意書

政府は、社会保障審議会を中心に社会保障政策の議論を幅広い有識者、団体の参画を得て議論する一方、参加者が限定される全世代型社会保障検討会議でも議論を進めようとしています。

そこで以下の通り、質問します。

一 全世代型社会保障検討会議は、次回はいつ開催しますか。今年十二月の中間まとめまでに、何回くらい、あるいは、月に何回くらい開催する予定ですか。

二 全世代型社会保障検討会議で、今後検討する議題について、「介護保険の要介護一、二の地域支援事業化」「介護保険で自己負担が二割となる被保険者の対象拡大」「後期高齢者医療制度で自己負担が二割となる被保険者の対象拡大」「在職老齢年金の縮小または廃止」「パートタイム労働者に対する厚生年金の適用拡大」は、それぞれ対象になりますか。テーマごとに、議題の対象になるかならないかを示して下さい。

三 二について、初回の全世代型社会保障検討会議が開かれ一ヶ月経過しているのに、もし、次回はいつ開催し、どの議題を議論するか未定なのであれば、どのテーマを議論するかも未定なのに全世代型社会保障

検討会議を立ち上げたこととなり、無計画であり、無責任ではありませんか。政府の見解を示して下さい。

四 一二で列挙した、それぞれの議題を全世代型社会保障検討会議で議論するか否かは、いつ、誰が、どのような場で決めますか。検討会議での発言は、自由なので、どの議題を取り上げるかは、検討会議の委員が自由に決められるのですか。

五 厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会や同年金部会とも重なる議題を、全世代型社会保障検討会議でも議論される可能性があるが、介護保険部会や年金部会が、今年十二月に提示するとりまとめと、全世代型社会保障検討会議が十二月に出す中間まとめが同じ議題について、異なる内容となる可能性はありますか。

六 五について、社会保障審議会介護保険部会や同年金部会のとりまとめと、全世代型社会保障検討会議のとりまとめの内容が異なった場合、来年提出予定の介護保険法改正案や年金関連法改正案は、どちらのとりまとめに基づき行いますか。

七 五について、全世代型社会保障検討会議と介護保険部会や年金部会の取りまとめの両方を参考にする場

合、もし両者の見解が異なるなら、どちらを優先しますか。介護保険部会や年金部会と、全世代型社会保障検討会議の役割の違いとともに、政府の見解を示して下さい。

右質問する。